

設計変更審査会設置工事

国交省、全国で試行へ

「3者会議」「ワンレス」と組み合わせも

国土交通省は、工事事務所の副所長と工務担当職員、工事請負業者の現場代理人が設計変更の妥当性などについて協議する「設計変更審査会」の設置を義務付ける工事を全国で試行する。義務付けは既に関東地方整備局が試行しているが、建設業界の評価も高いため、全国で実施するよう各地方整備局に要請。下半期発注の工事からスタートさせる。同省はさらに、発注者、コンサルタント、施工者の3者が話し合いの場を設けて工事を進める「3者会議」と、発注者が現場で発生した問題に即日対応する「ワンデーレスポンス」に設計変更審査会を組み合わせた「公共工事総合プロセス支援システム（仮称）」試行の工事を来年度に発注する予定だ。

これらの取り組みは、6日の関東甲信越地区を皮切りに全国9ブロックで開かれる全国建設業協会とのブロック会議で説明し、業界側の意見を求める。

設計変更審査会の設置義務付け工事は、主に地域建設会社の受注が多い工事事務所発注の小規模工事で試行する。工事請負契約書では、自然災害や用地確保の遅れなどが原因で工事ができない場合は発注者が工事一時中止する義務を負うとされているが、建設業界からは「確実に実施されているとはいえない」と、請負業者が経費増を審査会の設置で、設計変

更を余儀なくされる場合の対処の迅速化や請負業者の負担軽減を図る。審査会は、工事の一時中止時や、設計変更が必要な問題が生じた際は設計変更審査会で協議して必要と判断される都度開

き、その後の工事の進め方や、増加費用の積算、設計変更の内容などについて協議する。試行工事の件数は各地方整備局で決める。

来年度に予定している公共工事総合プロセス支援システムの試行工事では、着工前に3者会議を開き、設計照査、施工条件などの情報を共有化した上で工事を進め、途中で課題が発生した場合は即日に対応。さらに大きな問題が生じた際は設計変更審査会で協議して必要となる場合は変更契約を行うといった具合に、着工から完成までのプロセスが設計変更なども含めてスムーズに流れる仕組みを構築する。このほか国交省は、3者会議、ワンデーレスポンス、設計変更審査会に、請負業者からの提出書類の電子納品を組み合わせ、建設系アプリケーション・サービス・プロバイダーを使ってこれらの情報を関係者間で共有。生産性を高める手法も来年度から試行することを検討している。